

令和2年度病床機能再編支援補助金交付要綱

(通則)

- 1 令和2年度病床機能再編支援補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、都道府県を実施主体として、地域医療構想の実現を図る観点から、医療機関の病床削減や再編統合に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取り組みを一層推進させることを目的とする。

(交付対象事業)

- 3 この補助金は、都道府県が行う以下の事業に必要な経費を交付の対象とする。
 - (1) 令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金支給要領（令和2年〇月〇日厚生労働省発医政第〇号）に基づく病床削減支援に対する給付事業
 - (2) 令和2年度地域医療構想を推進するための医療機関統合支援給付金支給要領（令和2年〇月〇日厚生労働省発医政第〇号）に基づく医療機関の統合支援に対する給付事業
 - (3) 令和2年度地域医療構想を推進するための病院の債務整理に必要な借入資金に対する支援給付金支給要領（令和2年〇月〇日厚生労働省発医政第〇号）に基づく病院の債務整理に必要な借入資金に対する利子相当額への給付事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、3（1）から（3）の支給要領に基づき、支給決定を行った各事業の額の合計額（補助率：10/10）とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承

(案)

認を受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに、厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 7 補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、第2号様式に準じた様式に关系書類を添えて、別に指示する期日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(状況報告)

- 10 都道府県知事は補助事業の実施中、または補助事業完了後において遂行及び支出状況について厚生労働大臣の要求があったとき、別に定める様式による報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 この補助金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、3（1）から（3）の支給要領に基づく給付金の返還を求める場合には、

(案)

第3号様式に準じた様式により速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

(交付決定の取消等)

12 厚生労働大臣は、5の(3)の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、8の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) 都道府県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく厚生労働大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 都道府県知事が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 都道府県知事が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により、4、6、7及び11に定める算定方法又は手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合は、別途指示する期日までに、第2号様式に準じた書面を厚生労働大臣に提出して行うものとする。